水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務規程

［令和元年７月２３日 施行］

（目的）

第１条　この水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務規程（以下「業務規程」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年４月８日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）及び水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領に基づき、助成金を交付して実施する水産業成長産業化沿岸地域創出事業の適正な執行に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この業務規程における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

（１）「適正化法」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）をいう。

（２）「適正化法施行令」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令 第 255 号）をいう。

（３）「交付等要綱」とは、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱をいう。

（４）「運用通知」とは、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用についてをいう。

（５）水産業成長産業化沿岸地域創出事業の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の種類、助成対象経費及び助成率は次表に掲げるとおりとする。

助成対象事業の種類	助成対象経費	助成率
成長産業化審査会	人件費、賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他	定額
地域委員会	人件費、賃金、消耗品費、旅費、その他	定額
漁船・漁具等リース導入支援	漁船取得・改修費 漁具等の取得・設置費 リース導入費	１／２以内 １／２以内 定額

（６）「水漁機構」とは、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構をいう。

なお、水漁機構は、運用通知２－８の（２）に定め、かつ交付要綱第２に定める事業実施主体であり、国の補助金により水産業成長産業化沿岸地域創出事業（以下「事業」という。）の総合的な実施及び調整を行うものである。

（７）「事業実施者」とは、水漁機構が行う事業のうち、助成対象事業の事業実施者をいう。

（消費税の取扱い）

第３条　事業実施者は、前条（５）に掲げる各事業の実施のための助成金の交付申請書を提出するに当たって、事業実施者について当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。

２　助成金の交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出するに当たって前号ただし書に該当した場合について当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
３　助成金の交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第１号により速やかに水漁機構に報告するとともに、水漁機構の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった翌年６月 20 日までに、同様式により水漁機構に報告しなければならない。

（助成金の返還）
第４条　水漁機構は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
２　前項の助成金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、水漁機構は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
３　事業実施者は、助成金を水漁機構に返納する場合には、別記様式第２号により、当該返納に係る額を、水漁機構の承認を受けて、返納しなければならない。

（交付決定の取消等）
第５条 水漁機構は、助成対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
（１）事業実施者が、法令、交付等要綱、運用通知若しくは業務規程又は法令、交付等要綱、運用通知若しくは業務規程に基づく農林水産大臣若しくは水漁機構の処分若しくは指示に違反した場合
（２）事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
（３）事業実施者が、助成対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
（４）事業実施者（100%同一の資本に属するグループ法人を含む）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業「以下「IUU漁業」という。」に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合
（５）交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２ 水漁機構は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
３ 水漁機構は、第１項（１）から（３）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４ 第２項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第２項の規定を準用する。

（財産の管理等）
第６条　事業実施者は、助成対象経費（助成対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
２ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第７条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
２ 適正化法第 22 条に定める財産を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
３ 事業実施者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
４ 前項の承認による処分については、第６条第２項の規定を準用する。

（助成金の経理）
第８条　事業実施者は、助成対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して助成対象事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　事業実施者は、前項の収入及び支出について、その内容を明らかにした関係証憑類を整理し、前項の帳簿とともに、助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。
３　事業実施者は、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え水漁機構が別に定める様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（特許権等の取得報告等）
第９条　事業実施者は、助成対象事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、その旨を水漁機構に報告しなければならない。
２　事業実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく水漁機構に報告しなければならない。
３　事業実施者は、第１項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産長官が別に定めるところによる。

（事業進捗状況、財産管理状況等の把握）
第１０条　水漁機構は必要に応じ、事業実施者から、事業に係る関係書類等の提出を求めることができる。
２　水漁機構は必要に応じ、事業実施者が事業により実施した業務又は事業で取得した財産の状況を検査することができる。

（指導及び監督）
第１１条　水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、水漁機構及び事業実施者等に報告を求めることができるものとする。

（その他）
第１２条　この業務規程に定めるもののほか、事業の円滑な遂行のために必要な事項について別に定めるものとする。

附　則
第１条　この業務規程は、令和元年７月２３日から施行する。

附　則
この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年５月２４日から施行する。

附　則
この改正は、令和８年１０月２９日から施行する。

別記様式第１号（第３条第３項関係）

令和○○年度水産業成長産業化沿岸地域創出事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　　月　　日

特定非営利活動法人　水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名　殿

住　　所
事業実施者名
代表者氏名

令和○○年○月○○日付け○○第○○○号（及び令和○○年○月○○日付け○○第○○○号）で助成金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務規程第３条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．助成金の額の確定額　　金　　円
（令和○○年○月○○日付け○○第○○○号による額の確定通知額）

２．助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

３．消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

４．助成金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
・事業実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５．当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、その状況を記載
［　　］
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６．当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、その理由を記載すること
［　　］
（注）記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、事業事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印のあるもの。）
・事業実施者が消費税法第60条第４項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第２号（第４条第３項関係）

令和○○年度水産業成長産業化沿岸地域創出事業助成金返納承認申請書

番　　号
年　　月　　日

特定非営利活動法人　水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名　殿

住　　所
事業実施者名
代表者氏名

令和○○年○月○○日付け○○第○○○号（及び令和○○年○月○○日付け○○第○○○号）をもって助成金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり返納したいので、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務規程第４条第３項の規定に基づき、承認を申請する。

記

１．返納理由及び返納額

助成金の返納が生じた理由	返　納　金	備　考
	円	
合　　計	円	

２．添付書類
（１）返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
（２）その他参考となる資料を添付すること。